

令和6年度集団指導 【就労系サービス】

川口市 福祉部 福祉監査課 指導第1係



目次

◆ 就労移行支援

利用定員規模【見直し】・支援計画会議実施加算【見直し】

◆ 就労継続支援A型

スコア方式による評価項目【見直し】

◆ 就労継続支援B型

就労継続支援B型サービス費【見直し】

平均工賃月額の算定方法【見直し】・目標工賃達成指導員配置加算【見直し】

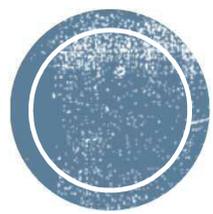
目標工賃達成加算【新設】・短時間利用減算【新設】

◆ 就労定着支援

就労定着支援サービス費【見直し】・定着支援連携促進加算【見直し】

支援体制構築未実施減算【新設】・兼務における勤務時間について





就劳移行支援

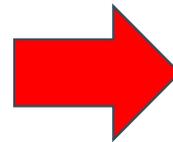


利用定員規模【見直し】

利用定員規模を見直し、定員10人以上から実施可能とする。

(改定前)

利用定員
20人以上



(改定後)

利用定員
10人以上



支援計画会議実施加算【見直し】

(改定前)

支援計画会議実施加算
(583単位/回)

サービス管理責任者がケース会議に出席



支援計画会議実施加算【見直し】

(改定後)

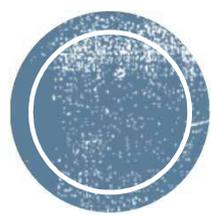
- 名称を「**地域連携会議実施加算**」に変更する。
- サービス管理責任者以外の者がケース会議に出席する場合でも加算の対象とする。（「地域連携会議実施加算（Ⅱ）」）

地域連携会議実施加算（Ⅰ） （583単位／回）
サービス管理責任者がケース会議に出席
 従来の支援計画会議実施加算と同じ

地域連携会議実施加算（Ⅱ） （408単位／回）  新設
サービス管理責任者以外の 職業指導員、生活支援員、就労支援員 が ケース会議に出席し、 サービス管理責任者に 結果を共有 する
会議前後にサービス管理責任者と情報共有すること！

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。



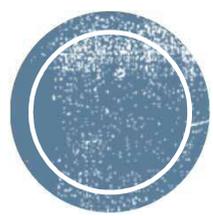


就勞繼續支援 A 型



スコア方式による評価項目【見直し】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価 配点の見直し	5点～90点で評価
生産活動	前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支の状況により評価 4段階評価 → 6段階評価 に見直し	-20点～60点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価 評価方法・配点の見直し	0点～15点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価 評価方法・配点の見直し	0点～15点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価
新 経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価 期限まで未提出の場合減点	-50点～0点で評価
新 利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価 支援内容を記載した報告書をインターネット等で公表した場合加点	0点～10点で評価



就勞繼續支援B型



就労継続支援B型サービス費【見直し】

(改定前)

利用定員・
平均工賃月額
に応じて算定

就労継続支援B型サービス費(I)	人員配置 7.5: 1
就労継続支援B型サービス費(II)	人員配置 10: 1

利用定員
に応じて算定

就労継続支援B型サービス費(III)	人員配置 7.5: 1
就労継続支援B型サービス費(VI)	人員配置 10: 1



就労継続支援B型サービス費【見直し】

- 新たに人員配置「6：1」の報酬体系を創設する。

利用定員・
平均工賃月額
に応じて算定

就労継続支援B型サービス費(I)	新設	人員配置 6:1
就労継続支援B型サービス費(II)	従来の(I)	人員配置 7.5:1
就労継続支援B型サービス費(III)	従来の(II)	人員配置 10:1
就労継続支援B型サービス費(IV)	新設	人員配置 6:1
就労継続支援B型サービス費(V)	従来の(III)	人員配置 7.5:1
就労継続支援B型サービス費(VI)	従来の(IV)	人員配置 10:1

利用定員
に応じて算定

- 就労継続支援B型サービス費(I)～(III)については、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の基本報酬の単価を引下げる。

高工賃の事業所
を更に評価！



平均工賃月額の算定方法【見直し】

【算定式】

1人当たり平均工賃月額

$$= \text{年間工賃支払総額} \div (\text{開所日1日当たりの平均利用者数}) \div 12\text{月}$$

↓
年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数

利用日数が少ない利用者を考慮し、平均利用者数を用いる算定式に！

※従来、次のような利用者は工賃支払対象者・工賃総額から除外していたが…

- 月の途中において、利用開始又は終了した利用者
- 月の途中において、入院又は退院した利用者
- 複数の日中活動に係る障害福祉サービスの利用者 等

⇒除外要件廃止



目標工賃達成指導員配置加算【見直し】

【要件】

- 就労継続支援B型サービス費(I)又は(IV)を算定

⇒ 職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で「6：1」以上

- 目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置
- 目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で「5：1」以上



目標工賃達成加算【新設】

10単位/日

【要件】

- 目標工賃達成指導員配置加算を算定
- 各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成
- 工賃向上計画に掲げた工賃目標を達成
- 工賃目標が「**目標年度の前年度の平均工賃月額**」に「**目標年度の前々年度の全国平均工賃月額と目標年度の前々々年度の全国平均工賃月額との差額**」を加えて得た額以上

目標年度：工賃目標の対象となる年度



目標工賃達成加算【新設】

10単位/日

【要件（一部）】

- 工賃向上計画に掲げた工賃目標を達成
- 工賃目標が「**目標年度の前年度の平均工賃月額**」に「**目標年度の前々年度の全国平均工賃月額と目標年度の前々々年度の全国平均工賃月額との差額**」を加えて得た額以上

例) R4年度の平均工賃月額（実績）が**13,000円**であった就労継続支援B型事業所がR6年度に算定する場合（R3年度とR2年度の全国平均工賃月額の差額は**731円**）

	R5年度の工賃向上計画における工賃目標	R5実際の平均工賃月額	加算の可否
例1	15,000円	15,500円	加算OK (15,000円 ≥ 13,000円 + 731円)
例2	13,100円	15,500円	加算NG (13,100円 < 13,000円 + 731円)
例3	15,000円	14,000円	加算NG (工賃目標未達成)

短時間利用減算【新設】

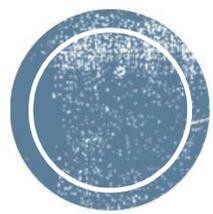
就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)～(Ⅵ)については、
前3月の利用時間が4時間未満の利用者の割合が全体の50/100以上の場合、
基本報酬を減算する。

⇒ 所定単位数の30/100を減算！

- 送迎に長時間を要する利用者
- 個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した利用者
- 短時間利用となるやむを得ない理由がある利用者

⇒利用者の割合の算定から除外





就劳定着支援

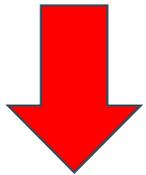


就労定着支援サービス費【見直し】

利用者数と就労定着率に応じた報酬体系ではなく、
就労定着率のみに応じた報酬体系とする。

(改定前)

利用者数、就労定着率 別



(改定後)

就労定着率 別



定着支援連携促進加算【見直し】

(改定前)

定着支援連携促進加算
(579単位/回)

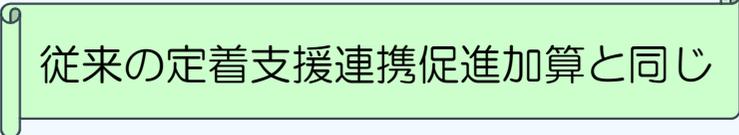
サービス管理責任者がケース会議に出席



定着支援連携促進加算【見直し】

(改定後)

- 名称を「**地域連携会議実施加算**」に変更する。
- サービス管理責任者以外の者がケース会議に出席する場合でも加算の対象とする。（「地域連携会議実施加算（Ⅱ）」）

地域連携会議実施加算（Ⅰ） （579単位／回）
サービス管理責任者がケース会議に出席
 従来の定着支援連携促進加算と同じ

地域連携会議実施加算（Ⅱ） （405単位／回）  新設
サービス管理責任者以外の 職業指導員、生活支援員、就労支援員 が ケース会議に出席し、 サービス管理責任者に 結果を共有 する
会議前後にサービス管理責任者と情報共有すること！

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。



支援体制構築未実施減算【新設】

就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見込まれる利用者（要継続支援利用者）に適切な引き継ぎのための措置を講じていない場合に減算する。

⇒ 所定単位数の10/100を減算！

【必要な措置】

要継続支援利用者関係情報を
雇用先企業・関係機関と
共有するに当たり…

①共有に係る**指針の策定・責任者の選任**

②支援終了の**3月以上前の共有**
（要継続支援利用者の同意を得ること）

③共有の状況に係る**記録の作成・保存**

要継続支援利用者関係情報

⇒要継続支援利用者の状況、要継続支援利用者に対する支援に当たり必要な情報



兼務における勤務時間について

一体的に運営する就労移行支援事業所等の常勤の直接処遇職員が
就労定着支援員を兼務する際、就労定着支援に従事した勤務時間について、
就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入可能となりました。

(例)



職業指導員等

就労定着支援員を兼務
(利用者に対するサービス提供に支障がない場合)



勤務時間を常勤換算上の勤務時間に参入可!
(従来は兼務はできても、参入はできず)

横断的事項の動画も是非ご覧ください。
ご視聴ありがとうございました。

